

布団毛布ご利用に関するお約束



■第1条 クリーニング御依頼に関する事項

当社約款に準じます(約款参照)

■第2条 取扱い除外品について

下記の物品は本サービスの取扱除外品となり、本サービスを通じたクリーニング及び保管の依頼ができないことに予め同意するものとします。

1. 濡れている若しくは乾いていない衣類又は輸送中にカビ、においが付く恐れのあるもの
2. 汚れ、臭いがあまりにも酷いもの
3. ペットが使用したもの
4. 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの
5. 伝染性の疾病に罹患している方が使用したもの又は伝染性の疾病に罹患している方に接した方が使用したもので、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるもの
6. 汚物・血液・毒物・劇物が付着したままのもの
7. 当社スタッフに危険が及ぶと判断される状態のもの
8. ドライクリーニングも水洗いも不可能なもの
9. クリーニング中・保管中・輸送中に不具合の発生が危惧されるもの
10. 修繕のみやオプションサービスのみを利用する目的で依頼されたもの
11. 依頼品の梱包に使用された袋等の中の残留物その他依頼品以外のもの
12. 他のクリーニング業者にて不具合が発生したものや不具合発生の恐れがあると指摘されたもの
13. その他、当社が、取扱い表示(洗濯表示、品質表示等の呼称で洗たく方法が表示されたものを総称して、以下「取扱い表示」という。)が無い、又はクリーニングが難しいと判断したもの

上記取扱い除外品は、速やかに引取りをお願いいたします。これらの返却までに発生した損害につきましては、一切の責任を負えませんので予め御了承下さい。

■第3条 クリーニング処理及び保管に関する事項

1. クリーニング処理は、当社標準洗浄方法・仕上げ方法にて処理を行いますが、それにより除去できなかった汚れやシミ等、及びそれらに起因する後日の変退色・脆化・損傷等、仕上がり状態(シワや変形、使用に問題のない程度の変化等)につきましては、再処理・修復・賠償はできませんので、予め御了承下さい。

■第4条 お引き取りに関する事項

1. 仕上がり予定日を30日過ぎてもお引き取りがない場合、1日につき1点あたり50円の保管料を申し受けます。また、仕上がり予定日より90日を過ぎて、当社によるお引き取り要請にもかかわらずお引き取りが無い場合、お客様は当該品の所有権を放棄したものと見なし、当社の裁量にて当該品を処分いたします。その場合、当該品及びそれに係る損害について一切の責任を負えませんので、予め御了承下さい。

■第5条 不具合発生に関する補償・賠償について

1. 当社の過失により発生したことが明らかな不具合については、クリーニング事故賠償基準により賠償致します(別紙参照)。当社過失による賠償は、あくまでも事故品に対する賠償であり、それに係る付加価値(プレミア、形見の品、プレゼント等)や慰謝料、物品取得に係る経費等、当該品を使用できなかったことによる二次的損害等については、対応・賠償できませんので予め御了承下さい。
2. お客様の取扱い上の問題、物品の使用による損耗・経時劣化、製品の製造上・品質上の不具合が原因と考えられる問題、第三者による取扱いが原因と考えられる問題が発生した場合には、当社は一切の責任を負えませんので、予め御了承下さい。
3. クリーニングは、その性質上、微妙な変化(変退色・風合い変化・損耗・形態変化等)は必ず発生します。その変化が、着用(使用)に際して問題の無いレベルのものであれば、補修や賠償の対象外となります。この場合の「問題無いレベル」とは、当社が判断する「寝具としての機能を著しく損ねる程度」未満のことであり、少々の外観変化・機能低下は、補修や賠償の対象外とさせていただきます。
4. 民法の規定により、自然災害によるお預かり品の損傷・滅失等につきましては、免責されるものとします。
5. お引き渡しより 6 ヶ月を経過したものにつきましては、いかなる不具合が発生していたとしても補修・賠償はできませんので、かならずすぐに状況を確認いただき、上記免責事項に含まれない不具合がございましたら、速やかにお申し出下さい。

以上